

基発第 0416001 号

平成 16 年 4 月 16 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労災就学等援護費支給要綱の一部改正について

労災就学等援護費の支給については、昭和 45 年 10 月 27 日付け基発第 774 号、昭和 54 年 4 月 4 日付け基発第 160 号等により取り扱われてきたところであるが、今般、大学等の在学者に係る労災就学援護費の引上げを図るため、労災就学等援護費支給要綱の一部を別紙のとおり改正し、平成 16 年 4 月以後の期間に係る労災就学等援護費について適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

(別紙)

労災就学等援護費支給要綱の一部改正

労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号の別添）の一部を次のように改正し、平成16年4月以後の期間に係る労災就学等援護費について適用する。

第4項第1号中「36,000円」を「38,000円」に改める。

(参考)

労災就学等援護費支給要綱新旧対照表 (抄)

改正後	改正前
<p>4 支給額</p> <p>(1) 労災就学援護費</p> <p>ニ 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者、公共職業能力開発施設において普通職業訓練を受ける者（ハに掲げる者を除く。）若しくは高度職業訓練を受ける者又は職業能力開発総合大学校において長期課程の指導員訓練を受ける者 月額 <u>38,000円</u></p>	<p>4 支給額</p> <p>(1) 労災就学援護費</p> <p>ニ 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者、公共職業能力開発施設において普通職業訓練を受ける者（ハに掲げる者を除く。）若しくは高度職業訓練を受ける者又は職業能力開発総合大学校において長期課程の指導員訓練を受ける者 月額 <u>36,000円</u></p>